



宮 崎 県 公 報

平成26年1月14日（火曜日） 第 2555 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○訓練手当支給規則等の一部を改正する規則……（労働政策課） 1

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障害福祉課） 3
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ” ） 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）……………（砂防課） 3

公 告

- 地域森林計画の策定……………（森林経営課） 3
- 地域森林計画の変更……………（ “ ” ） 4
- 市町村宮土土地改良事業に係る換地計画の認可申

- 請の適當の決定……………（農村整備課） 4
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課） 4
- 入札公告…………… 4

監査委員公告

○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表…………… 5

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 6
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 7
- 資金管理団体の指定及び届出事項の異動並びに指定取消の届出…………… 8

正 誤

○平成25年6月27日付け県公報（第2500号）中…………… 9

規 則

訓練手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

訓練手当支給規則等の一部を改正する規則

第1条 訓練手当支給規則（昭和41年宮崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適應させる訓練（以下「職場適應訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるものうち、当該児童が同号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者</p> | <p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適應させる訓練（以下「職場適應訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。<u>ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）附則第2項に定める日（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日）までとする。</u></p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父であるものうち、当該児童が同項第2号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条第1項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）第3条の2の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が次の第2号から第5号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第33条ノ2の規定による失業保険金又は同法第33条ノ16の規定による給付</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に相当する手当であつて、地方公共団体が支給するもの</p> <p>4 [略]</p> | <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第4条第1項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第3条の2の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付（雇用対策法施行規則第2条第2項第1号から第8号の4までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に相当する手当であつて、地方公共団体が支給するもの</p> <p>4 [略]</p> |
|---|--|

第2条 訓練手当支給規則の一部を改正する規則（昭和49年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>附 則 （施行期日等）</p> <p><u>2 改正後の規則第3条第1項第9号の規定は、昭和49年7月31日限り、その効力を失う。ただし、港湾運送事業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令附則第2項ただし書の規定の適用を受ける者については、同項ただし書に規定する間は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>3・4 [略]</u></p> | <p>附 則 （施行期日等）</p> <p><u>2・3 [略]</u></p> |

第3条 訓練手当支給規則の一部を改正する規則（昭和52年宮崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>附 則 （施行期日等）</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和52年7月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 改正後の規則第3条第1項第10号の規定は、昭和59年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> | <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、昭和52年7月1日から適用する。</u></p> |

第4条 訓練手当支給規則の一部を改正する規則（昭和53年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>附 則 （施行期日等）</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和53年1月2日から適用する。</u></p> <p><u>2 改正後の規則第3条第1項第10号の規定は、昭和58年6月30日</u></p> | <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、昭和53年1月2日から適用する。</u></p> |

限り、その効力を失う。ただし、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に規定する間は、なおその効力を有する。

3 改正後の規則第3条第1項第11号の規定は、昭和58年6月30日限り、その効力を失う。ただし、特定不況業種離職者臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第31号）附則第2条ただし書に規定する者については、同条ただし書に規定する間は、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 担当する医療の種類, 指定年月日. Row 1: かじや薬局牟田町店, 都城市, 薬局, 平成26年1月1日

宮崎県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 担当する医療の種類, 指定年月日. Row 1: かじや薬局牟田町店, 都城市, 薬局, 平成26年1月1日

宮崎県告示第7号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 星叶地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

Table with 2 columns: 標柱番号, 標柱の存する土地. Rows: 1: 宮崎市大字鏡洲字星叶 589-1, 2: " " " 591-1, 3: " " " 590-1

Table with 2 columns: 標柱番号, 標柱の存する土地. Rows: 4: " " " 590-1, 5: " " " 590-1, 6: " " " 590-2, 7: " " " 590-2, 8: " " " 527-1, 9: " " " 560, 10: " " " 560, 11: " " " 539-1

宮崎県告示第8号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 舳地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

Table with 2 columns: 標柱番号, 標柱の存する土地. Rows: 1: 串間市大字市木字磯平8991-23, 2: " " " 8990-3, 3: " " " 8990-3, 4: " " " 8996-1

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を平成25年12月26日付けで定めたので公表する。

平成26年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地域森林計画の名称

五ヶ瀬川地域森林計画

2 地域森林計画の計画の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

3 地域森林計画の縦覧場所

宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東臼杵農林振興局

4 申立てがあった意見の要旨

なし

5 申立てがあった意見の処理の結果

なし

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、次の地域森林計画を平成25年12月26日付けで変更したので公表する。

平成26年 1 月14日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地域森林計画の名称
広渡川地域森林計画、耳川地域森林計画、一ツ瀬川地域森林計画及び大淀川地域森林計画
- 2 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局
- 3 申立てがあった意見の要旨
なし
- 4 申立てがあった意見の処理の結果
なし

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 第 1 項において準用する同法第52条の 2 第 1 項の規定により、延岡市が行う土地改

良事業に係る換地計画（舞見田地区）の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 1 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 1 月15日から平成26年 2 月12日まで
- 3 縦覧場所
延岡市北川町総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議を申し出ることができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成26年 1 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 処分を受けた建設業者 | | | | 処分の内容 | | 処分の原因となつた事実 | 処分をした年月日 |
|----------------------|------------|--------|--------------------|-------|-------------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 許可番号 | 商号又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可の区分 | 取り消した業種 | | |
| 宮崎県知事許可(特-22)第93号 | (株)大野塗装 | 大野 勇 | 宮崎県宮崎市大塚町祝子前1879-2 | 一般 | 土工事業、とび・土工事業 | 平成25年11月20日付けで廃業した旨の届 | 平成25年11月20日（一部廃業） |
| 宮崎県知事許可(特-20)第12570号 | (株)難波江商店 | 難波江 喜久 | 宮崎県宮崎市日ノ出町238-10 | 一般 | とび・土工事業 | 平成25年11月28日〃 | 平成25年11月28日（一部廃業） |
| 宮崎県知事許可(特-22)第6877号 | (有)藤崎工務店 | 藤崎 健二 | 宮崎県宮崎市大字跡江3784 | 一般 | 建築工事業、大工工事業 | 平成25年11月7日〃 | 平成25年11月7日（全廃業） |
| 宮崎県知事許可(特-21)第7720号 | (有)碧建設 | 岩切 秀幸 | 宮崎県宮崎市大字熊野1393-1 | 一般 | 土工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業 | 平成25年11月29日〃 | 平成25年11月29日（全廃業） |
| 宮崎県知事許可(特-21)第11997号 | (有)翔永クリエイト | 永井 義政 | 宮崎県宮崎市高岡町花見106-9 | 一般 | 土工事業、とび・土工事業、ほ装工事業 | 平成25年11月26日〃 | 平成25年11月26日（全廃業） |
| 宮崎県知事許可(特-23)第7122号 | 林工務店 | 林 靖生 | 宮崎県西都市旭2-70 | 一般 | 建築工事業、大工工事業 | 平成25年11月18日〃 | 平成25年11月18日（全廃業） |
| 宮崎県知事許可(特-24)第8224号 | (有)清水緑産 | 清水 裕常 | 宮崎県児湯郡高鍋町大字南高928 | 一般 | 土工事業、造園工事業 | 平成25年11月11日〃 | 平成25年11月11日（全廃業） |
| 宮崎県知事許可(特-23)第7067号 | (有)隆正電気工業 | 山田 隆利 | 宮崎県日向市大字財光寺1337-2 | 一般 | 電気工事業、消防施設工事業 | 平成25年11月5日〃 | 平成25年11月5日（全廃業） |

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年 1 月14日

宮崎県総合農業試験場長 井 上 裕 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県総合農業試験場で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間 平成26年 4 月 1 日午前 0 時から平成27年 3 月31日午後12時まで

(4) 供給場所 宮崎県総合農業試験場

(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は

、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985（73）2121
- (2) 期間 平成26年 1 月14日から平成26年 2 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 期間 平成26年 1 月14日から平成26年 2 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 提出期限 平成26年 2 月26日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理棟第 2 会議室 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985（73）2121
- (2) 日時 平成26年 2 月27日午前10時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985（73）2121

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成26年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used at the Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute
- (2) Time limit for tender:5:00p.m.26 February,2014
- (3) Contact point for the notice:Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute,5805 Shimonaka,Sadowara Town, Miyazaki City,880-0212 Japan.TEL:0985-73-2121

監査委員公告

平成25年 4 月 4 日付けで公表した平成24年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 1 月14日

宮崎県監査委員 宮 本 尊
宮崎県監査委員 山 口 博
宮崎県監査委員 横 田 照 夫
宮崎県監査委員 十 屋 幸 平

1 包括外部監査の特定事件

基金の管理及び運用について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 監査意見

ア 宮崎県市町村二十一世紀基金

イ 地域力磨き上げ応援事業について

| 監査の結果 | 講じた措置 |
|--|---|
| 当基金の事業のうち、地域力磨き上げ応援事業に関して、初年度である平成23年度の決算額が当初予算額を大きく下回っている。最終採択年度である平成25年度で全市町村が採択となる可能性は低いとみられており、当該事業の有効性には若干の疑問が残る。未活用の市町村が多い要因は何であるのかを十分に分析し、各市町村が有効に利用するような対応が望まれる。 | 地域力磨き上げ応援事業の平成23年度決算額については、この年が3か年計画の初年度にあたり比較的事業費の少ない計画策定のソフト事業が多かったことから、当初予算額よりも下回る結果となったものである。 市町村における当該事業の活用については、市町村の経費負担も発生するため、市町村による応募の判断もあり、一律全ての市町村における実施は難しい面もあるが、市町村のニーズを把握するとともに、今後も機会を捉えて事業説明を行う等事業の周知及び活用方法について助言を行うこと等を通して、より地域づくりに資する事業となるよう運用方法等について検討してまいりたい。 |

(イ) 基金の今後について

| 監査の結果 | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>当初21世紀に向けて50億円で造成された当基金は、合併関係市町村財政健全化資金の償還金以外の積み増しは未定であり、数年で底をつくおそれがあるため、予算規模を縮小する予定である。既に21世紀に入っており、基金の性格も変容していることから当基金の存続意義についてもさらに検討が必要と思われる。また、長期的展望が必要な事業については同様の基金を造成し、今後とも市町村への支援を行っていくことが望ましい。</p> | <p>長期的展望に立脚した地域独自の振興策を講ずる市町村への支援については、大変重要であることから、本基金の設置目的を踏まえつつ、引き続き市町村と連携して計画的かつ有効な活用に努めてまいりたい。</p> <p>また、基金の執行計画から可能な範囲で債券・定期預金等での運用を図り、運用益の最大限の確保に努めたい。</p> <p>併せて、県として地域振興策のための財源等の在り方について、長期的展望に立って検討してまいりたい。</p> |

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------|---------|----------|----------------------|------------|
| ディベート.com日本のせんとく | 長 友 和 寛 | 長 友 裕 一 | 宮崎市清武町加納甲1960-3 | 平成25年6月11日 |
| 川内たかゆき後援会 | 中 元 正 春 | 坂 下 健 三 | 都城市山之口町花木2253-6 | 平成25年7月2日 |
| にれたよしひろ後援会 | 榆 田 美 浩 | 榆 田 睦 美 | 都城市高木町4878番地2 | 平成25年7月5日 |
| 佐藤貢後援会 | 甲 斐 孝 雄 | 佐 藤 周 二 | 西臼杵郡日之影町大字七折 12242-4 | 平成25年7月24日 |
| 遠目塚文美後援会 | 遠目塚 弘 則 | 川 野 真由美 | えびの市大字原田 786-1 番地 | 平成25年8月1日 |
| 井上よしと後援会 | 井 上 義 人 | 駒 崎 ヒロ子 | えびの市大字東川北 252番地2 | 平成25年8月9日 |

2 異動届

○政党の支部

| 政治団体の名称 | 異 動 事 項 | 異 動 後 | 異 動 前 | 届出年月日 |
|------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 自由民主党日南市支部 | 主たる事務所の所在地 | 日南市岩崎2-2-18 | 日南市中央通2-9-15 | 平成25年7月2日 |
| | 代表者の氏名 | 竹 井 崇 利 | 川 越 敦 彦 | |

宮 崎 県 公 報

平成 26 年 1 月 14 日 (火曜日) 第 2555 号

| | | | | |
|--------------------|------------|--------------------|------------------|------------|
| | 会計責任者の氏名 | 川 口 公 博 | 竹 平 登 司 一 | |
| 自由民主党宮崎県衆議院比例区第一支部 | 政治団体の名称 | 自由民主党宮崎県衆議院比例区第一支部 | 自由民主党宮崎県衆議院支部 | 平成25年7月12日 |
| | 会計責任者の氏名 | 上 杉 明 寛 | 小 川 典 昭 | |
| 自由民主党都農町支部 | 主たる事務所の所在地 | 児湯郡都農町大字川北7185-2 | 児湯郡都農町大字川北 13208 | 平成25年8月26日 |
| | 代表者の氏名 | 黒 木 誠 | 三 輪 博 文 | |

○その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異 動 事 項 | 異 動 後 | 異 動 前 | 届出年月日 |
|---------------|---------------|--|----------------------------|------------|
| 豊穰会 | 代表者の氏名 | 青 山 辰 男 | 上 田 勇 | 平成25年7月2日 |
| 都城歯科医師連盟支部 | 政治団体の名称 | 都城歯科医師連盟支部 | 都城市北諸県郡歯科医師連盟支部 | 平成25年7月10日 |
| | 代表者の氏名 | 田 口 健 | 田 中 義 哉 | |
| 上杉光弘後援会 | 会計責任者の氏名 | 上 杉 明 寛 | 小 川 典 昭 | 平成25年7月12日 |
| 宮崎県歯科医師連盟延岡支部 | 代表者の氏名 | 工 藤 晃 | 山 本 敦 | 平成25年7月12日 |
| 宮崎県歯科医師連盟宮崎支部 | 代表者の氏名 | 丸 山 寿 夫 | 後 藤 剛 久 | 平成25年7月18日 |
| 奈須かつき後援会 | 会計責任者の氏名 | 花 田 則 男 | 興 梶 高 良 | 平成25年7月25日 |
| 外山いつき応援隊 | 代表者の氏名 | 外 山 齋 | 吉 田 利 正 | 平成25年7月26日 |
| | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | |
| | (公職の種類) | 衆 議 院 議 員 | | |
| 山元つよし後援会 | 代表者の氏名 | 小 屋 敷 盛 雄 | 上 野 隆 二 | 平成25年7月29日 |
| 崎田恭平後援会 | 主たる事務所の所在地 | 日南市吾田東3丁目1-49 | 日南市星倉3丁目10-2 | 平成25年8月19日 |
| 恭創会 | 主たる事務所の所在地 | 日南市吾田東3丁目1-49 | 日南市星倉3丁目10-2 | 平成25年8月19日 |
| ながみね誠後援会 | 政治団体の名称 | ながみね誠後援会 | 明日を考える会 | 平成25年8月27日 |
| 宮崎県幼児教育振興連盟 | 代表者の氏名 | 菊 池 武 志 | 佐 々 木 鴻 昭 | 平成25年8月28日 |

3 解散届

○政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------------|--------|----------|-----------------------|------------|
| 生活の党宮崎県第1区総支部 | 外 山 齋 | 上 野 一 八 | 宮崎市松橋1丁目16-11カルナコート1F | 平成25年8月19日 |

○その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------------|---------|----------|--------------------|------------|
| 博扇会 | 宝 田 進 | 三 輪 香代子 | 児湯郡都農町大字川北 13208番地 | 平成25年8月12日 |
| 松田茂徳後援会 | 松 田 正 一 | 松 田 利 江 | 宮崎市清武町加納丙1351 | 平成25年8月16日 |
| なかよしの党五十嵐郁子後援会 | 五十嵐 郁 子 | 大 浦 緑 | 都城市栄町24-1 | 平成25年8月23日 |
| 長大会 | 長 瀬 道 大 | 古 川 幸 廣 | 小林市野尻町東麓3146-1 | 平成25年8月27日 |

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収

入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成26年1月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(政党の支部)

| | | |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 政治団体の名称 | 生活の党宮崎県第 1 区総支部 | |
| 報告年月日 | 平成25年 8 月19日 | |
| (平成25年分) | | |
| 1 収入・支出の総額 | | |
| (1) 収入総額 | | 2, 800, 255円 |
| ア 前年繰越額 | | 0円 |
| イ 本年收入額 | | 2, 800, 255円 |
| (2) 支出総額 | | 2, 800, 255円 |
| 2 収入・支出の内訳 | | |
| (1) 収入の内訳 | | |
| イ 寄附 | | 2, 800, 250円 |
| (ア) 寄附 | | 2, 800, 250円 |
| a 個人からの寄附 | | 2, 760, 250円 |
| b 法人その他の団体からの寄附 | | 40, 000円 |
| カ その他の収入 | | 5円 |
| 10万円未満の収入 | | 5円 |
| 合 計 | | 2, 800, 255円 |
| [寄附の内訳] | | |
| ア 個人からの寄附 | | |
| 外山 斎 | 2, 040, 250円 | 宮崎県宮崎市 |
| 豊島和子 | 600, 000円 | 東京都世田谷区 |
| 坂田師通 | 120, 000円 | 宮崎県高鍋町 |
| 小 計 | 2, 760, 250円 | |
| (2) 支出の内訳 | | |
| ア 経常経費 | | 2, 800, 255円 |
| (ア) 人件費 | | 2, 755, 255円 |
| (イ) 備品・消耗品費 | | 25, 000円 |
| (ロ) 事務所費 | | 20, 000円 |
| 合 計 | | 2, 800, 255円 |

(その他の政治団体)

| | | |
|------------|--------------|----|
| 政治団体の名称 | 博扇会 | |
| 報告年月日 | 平成25年 8 月12日 | |
| (平成25年分) | | |
| 1 収入・支出の総額 | | |
| (1) 収入総額 | | 0円 |
| ア 前年繰越額 | | 0円 |
| イ 本年收入額 | | 0円 |
| (2) 支出総額 | | 0円 |

| | | |
|------------|--------------|----|
| 政治団体の名称 | 松田茂徳後援会 | |
| 報告年月日 | 平成25年 8 月16日 | |
| (平成23年分) | | |
| 1 収入・支出の総額 | | |
| (1) 収入総額 | | 0円 |
| ア 前年繰越額 | | 0円 |
| イ 本年收入額 | | 0円 |
| (2) 支出総額 | | 0円 |

| | | |
|------------|--|----|
| (平成24年分) | | |
| 1 収入・支出の総額 | | |
| (1) 収入総額 | | 0円 |
| ア 前年繰越額 | | 0円 |
| イ 本年收入額 | | 0円 |
| (2) 支出総額 | | 0円 |

| | | |
|------------|--|----|
| (平成25年分) | | |
| 1 収入・支出の総額 | | |
| (1) 収入総額 | | 0円 |
| ア 前年繰越額 | | 0円 |
| イ 本年收入額 | | 0円 |
| (2) 支出総額 | | 0円 |

政治団体の名称 なかよしの党五十嵐郁子後援会
報告年月日 平成25年 8 月23日

| | | |
|------------|--|-----------|
| (平成25年分) | | |
| 1 収入・支出の総額 | | |
| (1) 収入総額 | | 756, 587円 |
| ア 前年繰越額 | | 0円 |
| イ 本年收入額 | | 756, 587円 |
| (2) 支出総額 | | 756, 587円 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| 2 収入・支出の内訳 | | |
| (1) 収入の内訳 | | |
| イ 寄附 | | 606, 775円 |
| (ア) 寄附 | | 606, 775円 |
| a 個人からの寄附 | | 606, 775円 |
| エ 借入金 | | 42, 600円 |
| (ア) 曾根美千子 | | 42, 600円 |
| カ その他の収入 | | 107, 212円 |
| (ア) 戻入金 | | 107, 200円 |
| 10万円未満の収入 | | 12円 |
| 合 計 | | 756, 587円 |

| | | |
|-----------|-----------|--------|
| [寄附の内訳] | | |
| ア 個人からの寄附 | | |
| 五十嵐郁子 | 300, 000円 | 宮崎県都城市 |
| 猪俣とよ子 | 70, 000円 | 宮崎県宮崎市 |
| その他 | 236, 775円 | |
| 小 計 | 606, 775円 | |

| | | |
|--------------------|--|-----------|
| (2) 支出の内訳 | | |
| ア 経常経費 | | 14, 057円 |
| (イ) 備品・消耗品費 | | 14, 057円 |
| イ 政治活動費 | | 742, 530円 |
| (ア) 組織活動費 | | 48, 420円 |
| (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | | 367, 395円 |
| b 宣伝事業費 | | 367, 395円 |
| (ロ) 寄附・交付金 | | 284, 115円 |
| (ハ) その他の経費 | | 42, 600円 |
| 合 計 | | 756, 587円 |

政治団体の名称 長大会
報告年月日 平成25年 8 月27日

| | | |
|------------|--|----------|
| (平成24年分) | | |
| 1 収入・支出の総額 | | |
| (1) 収入総額 | | 48, 466円 |
| ア 前年繰越額 | | 48, 466円 |
| イ 本年收入額 | | 0円 |
| (2) 支出総額 | | 0円 |

宮崎県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第19条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び届出事項の異動並びに指

定取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 指定届

○その他の政治団体

| 届出者 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日 |
|---------|---------|------------|---------------|---------|-----------|
| 榆 田 美 浩 | 都城市議会議員 | にれたよしひろ後援会 | 都城市高木町4878番地2 | 榆 田 美 浩 | 平成25年7月5日 |

2 異動届

○その他の政治団体

| 届出者 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動後 | 異動前 | 届出年月日 |
|---------|-------|-----------|------------|---------------|--------------|------------|
| 崎 田 恭 平 | 日南市長 | 恭創会 | 主たる事務所の所在地 | 日南市吾田東3丁目1-49 | 日南市星倉3丁目10-2 | 平成25年8月19日 |

3 取消届

○その他の政治団体

| 届出者 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日 |
|---------|-------|----------------|----------------|---------|------------|
| 五十嵐 郁 子 | 参議院議員 | なかよしの党五十嵐郁子後援会 | 都城市栄町24-1 | 五十嵐 郁 子 | 平成25年8月23日 |
| 長 瀬 道 大 | 野尻町長 | 長大会 | 小林市野尻町東麓3146-1 | 長 瀬 道 大 | 平成25年8月27日 |

正 誤

平成25年6月27日付け県公報（第2500号）中

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|----|---------|---------|
| 12 | 右 | 14 | 徳 益 吉 明 | 徳 益 吉 明 |
| 13 | 左 | 9 | 徳 益 吉 明 | 徳 益 吉 明 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|